

令和元年度京都市内産木材の情報発信強化（市内産木質ペレット等の普及促進）業務委託
仕様書

1 委託業務名

令和元年度京都市内産木材の情報発信強化（市内産木質ペレット等の普及促進）業務

2 委託期間

契約日翌日から令和2年3月6日（金）まで

3 委託業務の目的

本業務は、京都市（以下「甲」という。）が目指す循環型社会を実現するため、市内産木材を使った木質ペレット（以下「ペレット」という。）を利用する木質ペレットボイラー（以下「ボイラー」という。）の導入を事業者等に働きかけるなど、ペレットの需要拡大に関する取組を実施し、もって市内産木材の需要拡大につなげることを目的とする。

4 委託内容

ボイラーの導入者の獲得に向けた働きかけの実施

(1) 働きかけの範囲

京都市内及び京都市内のペレット生産工場（以下「生産者」と言う。）から概ね50km圏内に位置する事業者等を対象として働きかけを行うものとする。なお、生産者と協議し、上記の距離より遠方であっても安定的にペレットが供給できる見込みがある場合は、この限りではない。

具体的には、ボイラー導入の可能性が高い地域（燃料価格で優位性のあるLPガス利用エリア等）や熱需要を見込む事業所（病院や農家等）を中心に、電話や訪問等による働きかけを行う。

(2) 導入者の獲得

委託期間におけるボイラー導入者の獲得目標は1件（1台）以上とする。ここで言う「ボイラー」とは京都市内産の間伐材等を原料としたペレットの予定年間使用量が概ね10t以上のもの、「導入者」とはボイラーの導入意思を書面で示したものを指す。

受託事業者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、誠意をもって業務を遂行し、ボイラーの導入者に対し、ボイラーの設置に至るまでのサポートを行うこと。

(3) 留意点

ア 以下について熟知するとともに、働きかけ先が理解しやすい説明と必要に応じたサポートを行うこと。

(ア) ペレット及びボイラーの特徴

(イ) ボイラーの導入支援制度※

(ウ) 上質宿泊施設誘致制度，市街化調整区域内における特別養護老人ホームの整備など，ボイラー導入に当たって優遇措置を講じる本市の各制度

イ 導入の働きかけを行う手法に次の取組を盛り込むこと

(ア) 市内のボイラー導入事例（特に年間を通じてペレット利用量が多い等，ペレットの需要拡大への波及効果が高い事例）を活用した現地見学会を6回以上実施すること。現地説明会の開催にあたり別途費用が発生する場合は乙の負担とする。

(イ) 本市におけるペレットの利用意義を正しく発信するため，生産者と連携した普及イベントを10回以上実施すること。実施にあたり別途費用が発生する場合は，生産者と協議のうえ，乙と生産者の負担とする。

5 契約予定金額

上限6,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

ただし，このうち1,600千円は，「4(2)導入者の獲得」の出来高に応じて支払うものとする。ここで言う出来高とはボイラー導入者の獲得数を指し，獲得数が1台の場合は800千円，2台以上の場合は1,600千円を支払うものとする。獲得数が0台の場合は上限6,000千円又は見積金額のいずれか安い金額から，1,600千円を引いた金額を委託料（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

なお，乙は甲に対して，概算払い請求ができるものとし，その上限額は，2,600千円とする。

6 実績報告

乙は，本業務が完了したとき，遅滞なく次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 業務関係書類一式（日報含む）
- (3) その他市長が必要とする書類

7 留意事項

契約上の留意事項については，次のとおりとする。

- (1) 本市担当職員との連絡を密にとるほか，生産者とも緊密な連携を図って業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては，本市担当職員と協議し，その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は，本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は，本業務の実施前から著作権や使用权等

を持つものを除き、本市に帰属する。

- (5) 個人情報の取扱に関しては、京都市個人情報保護条例に準ずること。
- (6) 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (8) やむを得ない理由により、導入者より購入廃止の申し出があった場合は、乙は甲に対して速やかに報告するとともに、原則1台につき800千円を返還するものとする。

※ 木質ペレットボイラーの導入支援制度（概要）

(1) 京都市の制度

補助率は導入費（税抜）の3分の2以内。ただし、国補助制度活用する場合は4分の3以内。補助上限額は25,000千円/台。

その他詳細は京都市情報館を参照のこと

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000250112.html>

(2) 国の補助制度（令和元年6月3日時点。制度の詳細については、運用機関に確認すること。）

公益財団法人日本環境協会

「平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）」